

島根地方最低賃金審議会 第446回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年7月14日（火）午前10時00分から
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
 労働者代表委員 出席5名 定数5名
 使用者代表委員 出席4名 定数5名
- 4 主要議題○島根県最低賃金の改正諮問について
 ○島根県最低賃金改正に係る審議方法について
 ○労働団体等からの要請について
 ○島根県特定（産業別）最低賃金の改正等に関する意向表明について
 （「島根地方最低賃金審議会 第445回会議」以後、表明があったもの）
 ○特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

【会 長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから島根地方最低賃金審議会第446回会議を開会します。今年度最初の本審議会になりますが、よろしくお願いいたします。

初めに事務局に異動がありましたので、事務局より職員の紹介をお願いいたします。

【係 長】 賃金係長の曾田でございます。本年もよろしくお願いいたします。

私から事務局の職員の紹介をさせていただきます。資料その1の資料ナンバー2をご覧ください。

労働局長は新任の中村でございます。

【局 長】 中村です。よろしくお願いいたします。

【係 長】 労働基準部長は河野でございます。

【部 長】 河野でございます。引き続き今年度もよろしくお願いいたします。

【係 長】 賃金室長は渡辺でございます。

【室 長】 渡辺でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

【係 長】 賃金室職員の山根、新任でございます。

【山根職員】 山根でございます。よろしくお願いいたします。

【係 長】 同じく新任の久保田でございます。

【久保田職員】 久保田です。よろしくお願いいたします。

【係 長】 以上、6名により今年度の事務局を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、労働局長の中村がご挨拶をいたします。

【局 長】 中村でございます。一言ご挨拶をさせていただきます。本日はご多忙の中、島根地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には日頃から当局の労働行政の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会では、この後、令和8年度の島根県最低賃金の改定について諮問し、調査審議をお願いすることとしております。いよいよ令和8年度の最低賃金改定に向けての審議が始まることとなります。

中央においては、先般、6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金改定の目安についての諮問が行われ、既に今年度の審議が開始されているところでございます。

委員の皆様におかれましては、島根県内の経済状況、雇用情勢、賃金の実態等、最低賃金を取り巻く諸事情を総合的にご勘案いただき、慎重かつ真摯なご審議を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは事務局の方で確認等よろしくお願いいたします。

【係 長】 それでは最初に委員の出席状況についてご報告します。本日は使用者側の多野委員から欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数は満たしており、本日の会議は有効に成立しますこと

をご報告します。

また、本日の会議および議事録につきましては、前回3月16日の第445回本審議会において公開することにつき、会長が決定していることから公開としております。

本日の公開については、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに6月29日から7月14日まで掲示した結果、8名の傍聴希望者があり、本日傍聴されておりますことを報告いたします。傍聴者の皆様方には、傍聴にあたっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

また、報道機関もお見えになっていますので、併せてお知らせします。続きまして、配付資料の確認をお願いします。

本日は、会議次第、座席表のほか、会議資料としまして、まずはその1として資料ナンバー1からナンバー12をクリップ留めしたもの、それぞれナンバー1が「第58期島根地方最低賃金審議会委員名簿」ナンバー2が「令和8年度審議会事務局体制」ナンバー3が「最低賃金法及び最低賃金審議会令の抜粋」ナンバー4が「島根地方最低賃金審議会運営規程」、ナンバー5が「島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」、ナンバー6が「島根地方最低賃金審議会公開事務処理要領」、ナンバー7が「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請」、ナンバー8が「島根県弁護士会会長の会長声明文の送付について」、ナンバー9が「令和7年度島根地方最低賃金審議会等開催状況」、ナンバー10が「令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」ナンバー11が「令和8年度における「島根県総合スーパーマーケット、ホームセンター」最低賃金の決定に関わる意向表明」、ナンバー12が「令和8年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数」

以上が資料その1となります。

また、資料その2として緑色のファイルに赤色インデックスのナンバー1からナンバー18までを綴じた「賃金引上げ関係」、「賃金統計関係」、「経済指標・行政関係」、「生活保護関係」の資料を取りまとめたものをお

配りしています。

それから机上資料として、

「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」についての1枚ものの要約版と本文、
企業倒産に関する資料、
足下の経済状況等に関する補足資料、
最低賃金に関する調査研究、

以上が本日お配りしている資料となります。

【会 長】 続きまして、会議次第の2、島根県最低賃金の改正諮問について、事務局からお願いいたします。

【室 長】 これより、労働局長が島根県最低賃金の改正諮問を行います。

【局 長】 諮問いたします。

島根地方最低賃金審議会会長藤本晴久殿。島根県最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法第12条の規定に基づき、島根県最低賃金の改正決定について貴会に調査審議を求めます。

よろしくお願いいたします。

【会 長】 今年の島根県最低賃金の調査審議がこれから始まりますが、何か諮問に対してご質問等はございますか。

（「ありません。」）

【会 長】 続きまして、会議次第3の「（1）専門部会の設置並びに最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の議決について」事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは、改正決定の審議方法にあたりまして、専門部会委員の任命予定についての説明と、この審議会で議決をお願いしたい2つの案についての説明をさせていただきたいと思います。まず、専門部会の設置と

組織の予定について説明いたします。

資料ナンバー 3 に「最低賃金法と最低賃金審議会令の抜粋」を付けておりますが、最低賃金の改正諮問があった場合には、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により専門の事項を審議するため、専門部会を置かねばならないと規定されており、同条第 3 項及び審議会令第 6 条第 1 項で、専門部会を組織する委員は、公・労・使各同数の 9 名以内で組織すると規定されています。島根地方最低賃金審議会においてはこれまで公労使各 3 名ずつの 9 名による専門部会を組織しております。後ほどご審議願います。

また、専門部会の労働者代表委員と使用者代表委員については、本日 7 月 14 日付けで島根労働局一般公示を行って、7 月 29 日の水曜日を締め切りとして関係者からの推薦を求め、その後、速やかに任命したいと考えております。公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、任命する予定でおります。

今回の諮問に伴い、同じく本日 7 月 14 日付けで最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見を求める公示を、7 月 28 日の火曜日まで行うこととしておりますので併せてお知らせいたします。

次に今日の審議の中で議決をお願いしたい 2 点についてご説明いたします。

1 点目は審議会令第 6 条第 5 項によれば「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。」と規定されており、本審議会で議決されると専門部会の決議後に改めて審議会での議決をする必要がなくなることとなります。

なお、審議会での、議決が不要になる場合は「専門部会において全会一致で議決された場合に限る。」よう運用することとされています。

2 点目は、同じく審議会令第 6 条第 7 項の取り扱いでございますが「最低賃金専門部会はその任務を終了した時は、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」とあります。第 6 条第 5 項と同様に本日、その旨の議決をいただければ。専門部会終了後に改めて審議会での廃止の議決をする必要がなくなります。

以上、専門部会の定員を 9 名とすること審議が 1 点。事前に審議決定いただきたい事項として審議会令第 6 条第 5 項と第 7 項関係の 2 点を提案させていただきました。

それではご審議をよろしくお願いいたします。

【会 長】 ただいま事務局の方から説明がございましたが、これに対して何かご意見やご質問等がありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、1点目の専門部会については公労使3名で定員9名とし、2点目の審議会令第6条関係についてはあらかじめ議決しておいてよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会 長】 それでは専門部会は9名の委員とすること、審議会令第6条第5項の「最低賃金専門部会の決議を以て審議会の決議とすること」及び第7項の「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止すること」の適用について、いずれも決定させていただきます。

続きまして、会議次第の3の「(2) 運営小委員会の設置について」、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 運営小委員会の設置についてご説明します。

資料ナンバー4をご覧ください。島根地方最低賃金審議会運営規程第3条で「会長は審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」と記載されており、今年度においても、運営小委員会を設置しておきたいと考えております。

これは「必要な案件が発生した時は迅速に対応する」という意味合いで設置を図るものであり、当局の場合は、毎年、「特定最低賃金の改正の必要性を検討する」際に開催しています。

それでは運営小委員会の設置についてご審議願います。

【会 長】 ただいま事務局から説明がありました。運営小委員会の設置につきまして、ご意見等がありますでしょうか。例年どおり設置するということでは異議はございませんでしょうか。

(「ありません。」)

それでは、事務局より運営小委員会設置の手続き等の説明をお願いします。

【室 長】 資料ナンバー 5 の島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第 2 条の規定により、「労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各 2 名及び審議会の会長及び会長代理をもって構成する。」となっておりますので、公益は会長と会長代理ですが、労働者側と使用者側それぞれ 2 名の指名をお願いしたいと思います。

【会 長】 それでは、労使それぞれから 2 名の委員を指名することとなりますが、いかがいたしましょうか。

【景山委員】 労働者側からは、石川委員と私の 2 名でお願いしたいと思います。

【橋本委員】 使用者側からは、金井委員と私の 2 名でお願いします。

【会 長】 それでは、確認させていただきます。

運営小委員会の委員について、
公益側は、会長と会長代理となっていますので私と松本委員、
労働者側は、景山委員と石川委員、
使用者側は、橋本委員と金井委員、
ということで審議会として指名させていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、会議次第の 3 の「(3) 公開と意見陳述について」事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは説明いたします。

資料ナンバー 4 の島根地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項では会議は原則として公開とするとされ、また、同じく運営規程但し書きでは、「ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ

がある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長あるいは部会長は、会議を非公開にすることができる。」とされております。

前回第445回会議でもご説明いたしましたが、本会は令和8年度最初の審議会であることから改めて島根の公開の状況を確認いたしますと、審議会及び専門部会については、いずれも「採決を除き、原則として公開とする」としております。

このほか、運営小委員会については、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとして、但し書きを適用し非公開としています。

また、議事録については、公開部分については議事録を公開、非公開部分については議事要旨を公開いたします。

以上が公開の状況の説明でございました。

続きまして、審議会の開催にあたっての意見陳述への対応について説明します。

最低賃金法第25条第6項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」とされ、島根地方最低賃金審議会運営規程第5条第3項と、専門部会運営規程第4条第3項に「会長（部会長）が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」とされています。

島根の意見陳述の状況をご説明しますと、毎年、改正諮問に伴う関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示に対する意見書提出、そして県最賃額改正決定に関する公示に対し異議の申出があり、目安伝達の本審及び異議審において意見陳述が行われています。

以上が意見陳述の対応についてのご説明でした。

【会 長】 ただいま事務局から公開と意見陳述について説明がありましたが、ご質問はありますでしょうか。意見陳述については、目安伝達の本審と異議審において行うということによろしいでしょうか。

（「異議なし。」）

【会 長】 それでは、公開と意見陳述については以上のとおりでよろしく願いいたします。

続きまして、会議次第の4「労働団体からの要請等について」ですが、先般、島根労働局長あてに要請があったようですので、事務局からこの要請について報告をお願いします。

【室 長】 報告いたします。

島根県労働組合総連合（しまね労連）等からの要請が資料ナンバー7のとおり6月10日にありました。

労働局長あての要請ですが、要請項目1「県民の生活を守るため最低賃金を1,700円以上に引上げ、また発効日を10月1日として発効日を遅らせないよう島根地方最低賃金審議会に働きかけること」、要請項目2「すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制を実現すること。」及び要請項目6の「地方最低賃金審議会開催に当たって以下について状況を示していただき改善を行うこと」への対応については、厚生労働省本省に報告するだけでなく、島根地方最低賃金審議会へも本要請のあったこと等を伝える旨の回答を行っております。

皆様の方で今一度、本要請文をご確認いただいてください。要請に対するご意見があれば、その意見を付し本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実のみを本省報告することとなります。

また、労働団体からの要請ではございませんが、資料ナンバー8を御覧下さい。島根県弁護士会から5月29日付けの「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」が届いております。声明の要旨は、島根地方最低賃金審議会は、島根県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきであるとする意見の表明でございます。

表明に対して審議会の回答は必要ありませんが、表明に対するご意見があれば、その意見を付して本省へ報告することとなりますし、特段なければ本審議会へ報告した事実を本省報告することとなります。

それでは労働団体からの要請及び弁護士会の声明について、取扱い等を御審議願います。

【会 長】 ただいま事務局から説明がありましたが、労働団体からの要請並びに弁護士会の声明について意見があれば、それも厚生労働省に伝えていただくこととなりますし、特になければ、審議会は要請並びに声明の報告

を受けたという事実のみを厚生労働省に伝えることになります。要請並びに声明について、何かご意見等ございますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局は審議会へ報告した事実を厚生労働省に伝えてください。
それでは、会議次第の5、「島根県特定（産業別）最低賃金の改正等に関する意向表明について」です。事務局は説明をよろしく願います。

【係 長】 ご説明いたします。

資料ナンバー11「令和8年度における「島根県総合スーパーマーケット、ホームセンター」最低賃金の決定に関わる意向表明」をご覧ください。島根県特定最低賃金の改正等に関する意向表明については、前回、3月16日に開催しました第445回島根地方最低賃金審議会では、6件の意向表明文をご報告しましたが、その後、3月17日に、「島根県総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金」の新設に係る意向表明の提出がありましたので、報告いたします。

【会 長】 ただいまの意向表明文について、何かありますでしょうか。
石川委員、説明等があれば簡単をお願いいたします。

【石川委員】 3月17日付けとなりましたが、申出の理由といたしましては、意向表明文の4にあります①と②のとおりとなります。近年、流通業界での特定最賃の申出を出させてはいただいておりますが、必要性には至っておりません。

今回、百貨店は既に県内には無いということもございまして、総合スーパーマーケットと、近年、労働者数も増えているホームセンターということで、合わせて意向表明をさせていただきました。特に短時間パートの方が多く、地賃の近傍で働いている方ということで、賃金格差の実態があるということ、それから流通業者、これはエッセンシャルワーカーの位置づけをされており、賃金底上げをさせる意味において、賃上げの影響が極めて大きいということも理由といたしまして、ご指定をさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】 他に何かご意見等はございますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは会議次第の 6、「特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について」、事務局から説明をよろしくお願いします。

【係 長】 資料ナンバー12「令和 8 年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数」をご覧ください。同じタイトルの資料は前回の 3 月 16 日の審議会でもお配りしておりましたが、数字に訂正があったこと及び「島根県総合スーパーマーケット、ホームセンター」の新設に係る意向表明があったことから、新たに作成したものです。資料に下線を引いているところが、前回資料から変更となっている部分です。

まず食料品スーパーマーケットの労働者数につきましては、前回の資料では 4, 0 0 6 名と記載しておりましたが、集計方法に誤りがあり、正しい数値は 3, 4 8 0 名となりました。

また、新設の意向表明がありました総合スーパーマーケット、ホームセンターにつきましては、適用使用者数が 6 4、適用労働者数が 3, 1 1 4 名となります。なおこれらの数値は、特定最低賃金の改正等の申出の際に参照される数値であるため、これらの数値につきましては、既に個別に事務局より、4 月中に関係団体あて通知をしていますことも併せて報告いたします。

【会 長】 ただいまの説明について、何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは次第の 7「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。はい、景山委員。

【景山委員】 今日お配りいただいている資料の中にあります、6 月 23 日付けの

中賃でのまとめ、論点の考え方の整理というものがございまして、先ごろ地元紙を中心に県内の方もこの記事についてはご覧になっているところだと思います。

論点の中身は大きくは二つ。一つは最下位争いを闇雲に行っているきらいがあるということ、もう一つは発効日が法定日からずれていることに対しての、まとめになっているかというふうに思います。

発効日については、昨年、我々は妥当な日程ということで確認をしたところだと思いますけれども、特にその地方の最低賃金がどうあるべきかを、中賃が物申すということについては、非常に私自身は憤慨しておりまして、と言いますのも、この審議会では法定で定める三要素に従って、妥当と思われる最賃を昨年決定したというふうに自負をしているものですから、中賃が言っているその最下位争いに当たる大幅な引き上げ、また根拠のない引き上げと言われるものに我が県が値するのかどうかということが非常に気になるところです。

加えて、附帯の事項を付けて、昨年も中央の審議会と我々が懇談する場面を作ってほしいということまで述べているにもかかわらず、そのことに真摯に対応せず、このような一方的な解釈とまとめがなされるということについては、労働者側としては抗議をしたいという気持ちがあります。

ですので、この取り扱いについてはこの審議会どうするかということに至らないかもしれませんが、今日の場面では意見とさせていただきたいと思います。

【会 長】 わかりました。先ほどの論点についてでもいいですし、その他何かございましてでしょうか。はい、橋本委員。

【橋本委員】 はい、我々使用者側といたしましても、景山委員の仰ることに全くの同感でございまして、苦情とまでは言わないですけれども、今年度の審議におきましても、粛々と最低賃金法の定める三要素をきちんと把握して分析を行い、それに基づいてしっかりと議論をして、決定していくという姿勢に変わりはないということを、ここで改めて申し上げたいというふうに存じます。

【会 長】 はい、景山委員。

【景山委員】 橋本委員の仰ることに同感いたします。

先ほどに加えて、一昨年において、四国地域で大幅に引き上げを行ったという事例がありまして、徳島ショックというふうなことで報じられたわけですが、これは具体的に後藤田知事が審議会に、介入とは言いませんが、口を出された結果、大幅に引き上がったという事例がございます。そういったことも踏まえて、今年の各地の審議、特に山梨県では、この徳島モデルを採用するというふうな表明もされる中、中賃としてどのように捉えるのか、非常に疑問視しておりますし、先ほど使用者側がおっしゃったように、我々は島根らしい賃金について、真摯な議論をやっている中で、そういった、よこしまなニュースや例のお話があると、非常に弊害になるというふうに思いますし、県民にも正しい理解がいただけないのではないかというふうに思っておりますので、その点も付け加えさせていただきたいと思います。

【会 長】 はい。ここで何か結論というよりも、労働者側と使用者側から、本年度のあり方も含めて、中央の審議会の資料についても、この審議会として労使双方からご意見いただいていることで承ったと思います。

その他で、何かご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 先ほど次第の5でもあったように、今年は産業別最低賃金の新設の意向があったと思いますが、新設に関しての審議はどのようなになるのでしょうか。事務局から説明をお願いします。

【係 長】 それではご説明をいたします。

今年度は、特定最低賃金の新設、つまり新たな特定最低賃金を決定することについて、意向表明がありました。意向表明のとおり新設の申出が行われた場合には、新設の必要性について、ご審議いただくことになります。この必要性審議を経て、新設の必要性「あり」となれば、その旨を答申し、次に、具体的な金額について審議を行うことになります。必要性審議で必要性「あり」とならなければ、その旨を答申して審議は終

了となります。

具体的に、新設の必要性をどのようにして検討するかについては、例年どおり、先ほど委員を指名いただきました公労使2名ずつ、計6名からなる運営小委員会で検討し、本審に報告の上、検討方法を決定することとなるため、具体的なスケジュールは今後お決めいただくこととなりますが、いずれにしても、今年度は、通常の審議の上に、新設の必要性の審議も加わることで、例年と異なる審議のスケジュールとなることもあるかと思いますので、ご承知おきいただければと思います。

【会 長】 以上説明いただきましたが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

それでは、その他ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。
事務局の方でありますでしょうか。

【室 長】 特にございません。

【会 長】 それでは、次回の本審議会は、目安の伝達と改正諮問に関する関係労使の意見が提出された場合、意見陳述とその審議、この2つが主な内容となりますが、同審議会は公開とします。なお、議事録も公開となりますのでご承知おきください。

以上をもちまして、本日の会議はこれで終了となります。ありがとうございました。